

【2015 年 6 月 23 日発行】

■ 厚労省人事労務マガジン／特集第 113 号 ■

【今号の内容】

- 福利厚生 of 充実のために、財形制度を導入しませんか？
～ 7 月から子育て勤労者を支援するための特例措置を実施します～
- 「イクメン企業アワード 2015」「イクボスアワード 2015」応募受付中！
- 平成 27 年度「全国安全週間」は 7 月 1 日から 7 日まで
～ 今年 of スローガンは「危険見つけてみんなで改善 意識高めて安全職場」～

福利厚生 of 充実のために、財形制度を導入しませんか？
～ 7 月から子育て勤労者を支援するための特例措置を実施します～

福利厚生 of 充実は、人材 of 確保や、社員 of 働く意欲を高める上で非常に重要です。特に、財形制度（勤労者財産形成促進制度）は、利子 of 非課税や低利での融資といった優遇策があり、約 900 万人が利用する、企業の福利厚生制度 of 柱の一つとなっています。

7 月から、18 歳以下の子などを養育されている勤労者の方を対象に、財形持家融資（住宅ローン）の貸付金利を当初 5 年間引き下げる特例措置を実施します。

福利厚生制度 of 充実をお考え of 事業主 of 皆さま、ぜひこの機会に財形制度 of 導入や金利 of 特例措置 of 活用についてご検討ください。

◎ 子育て勤労者の支援のための住宅ローン貸付金利 of 引下げ特例措置

〔対象〕 18 歳以下の子などを養育する勤労者

「中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置（※）」との併用はできません。

〔貸付金利〕 通常金利より 0.2% 引き下げた貸付金利

〔実施時期〕 平成 27 年 7 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで（申込み状況などにより、期間内でも特例措置を終了する場合があります）

（※） 中小企業勤労者のための住宅ローン貸付金利 of 引下げ特例措置（参考）

〔対象〕 常用労働者数 300 人以下の企業に雇用される勤労者

〔貸付金利〕 通常金利より 0.2% 引き下げた貸付金利

〔実施時期〕 平成 26 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで（申込み状況などに

より、期間内でも特例措置を終了する場合があります)

【特例措置の詳細はこちら】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000087078.html>

■財形貯蓄制度

使い道に限定のない「一般財形貯蓄」のほか、特定の目的のために積み立て、利子等が非課税となる「財形年金貯蓄」「財形住宅貯蓄」があります。

平成 27 年 4 月 1 日からは、3 歳に達するまでの子を養育するために育児休業等を取得する場合、育児休業等期間中の積立を行わなくても、財形年金貯蓄および財形住宅貯蓄の利子等に対する非課税措置を引き続き受けられるようになりました（「育児休業等の取得者の継続適用特例」）。この特例も、ぜひご活用ください。

※「育児休業等の取得者の継続適用特例」を受けるためには、事前に勤務先を通じた手続きが必要です。

【財形貯蓄制度の詳細はこちら】

http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/rousei/kinrousyu/980831_2.htm

■財形持家融資制度

財形貯蓄を行っている勤労者が利用できる住宅ローンです。

- ・ 融資限度額：貯蓄残高の 10 倍（最高 4,000 万円）
- ・ 貸付金利：年 0.86%（5 年間固定）（平成 27 年 4 月 1 日現在）

【財形持家融資制度の詳細はこちら】

http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/rousei/kinrousyu/980831_8.htm

<http://www.zaikei.taisyokukin.go.jp/>

〈お問い合わせ先〉

- ・ 厚生労働省労働基準局勤労者生活課 電話 03(5253)1111（内線 5367、5368）
- ・ （独）勤労者退職金共済機構勤労者財産形成事業本部 電話 03(6731)2934～2936

「イクメン企業アワード 2015」「イクボスアワード 2015」応募受付中！

厚生労働省では、働きながら育児を行う男性＝イクメンを応援する「イクメンプロジェクト」の一環として、今年度も「イクメン企業アワード」と「イクボスアワード」を実施します。（応募締切は7月31日）

■「イクメン企業アワード」

男性の育児と仕事の両立を積極的に促進し、業務改善を図る企業を表彰します。
あなたの会社の「キラリと光る取組」をご応募ください。

【詳しくはこちら】イクメンプロジェクト公式サイト

http://ikumen-project.jp/ikumen_award_form_2015/index.php

■「イクボスアワード」

部下の育児と仕事の両立を支援する管理職＝「イクボス」を企業などからの推薦によって募集し、表彰するものです。「彼こそが、彼女こそがイクボスだ！」という方をご推薦ください。

【詳しくはこちら】イクメンプロジェクト公式サイト

<http://ikumen-project.jp/ikuboss/index.php>

■応募締切（イクメン企業アワード、イクボスアワードとも）

7月31日（金）

平成27年度「全国安全週間」は7月1日から7日です
～今年のスローガンは「危険見つけてみんなで改善 意識高めて安全職場」～

7月1日（水）から7日（火）までは「全国安全週間」（6月1日から30日まで
は準備期間）です。

全国安全週間は「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的としており、今年で88回目を迎えます。

労働災害は、本来あってはならないものです。災害件数は、労使が協調して行っているさまざまな取組の積み重ねによって長期的には減少傾向にありますが、平成26年は、前年より件数が増加しました。

このため、今年の全国安全週間では「危険見つけてみんなで改善 意識高めて安全職場」をスローガンに掲げ、職場の全員参加で危険箇所を見つけ出し、改善につなげることによって職場で働く一人ひとりの安全意識を高め、労働災害の防止に向けた各種の取組を展開します。

皆さまにおかれましても全国安全週間を契機として、安心して働ける職場づくりに取り組んでいただくようお願いいたします。

【全国安全週間ポスター・リーフレット】

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/anzen/hyosyo.html

-
- ★配信停止の手続き <https://krs.bz/roumu/m?f=8>
 - ★バックナンバー <http://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>
 - ★登録に関するお問い合わせ <https://krs.bz/roumu/m?f=11>
 - ★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」へリンク） <https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html>
 - ★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用しています。
 - 登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の人が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
 - 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
 - 携帯メールなどには対応しておりません。
 - 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
 - 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。
-

▽▼ 「パワーハラスメント対策導入マニュアル」を初めて作成しました
～7月から、全国で無料の「パワハラ対策取組支援セミナー」を順次開催～▲△

厚生労働省は、このたび、職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた取組を推進するため、企業の中でパワーハラスメント対策に取り組む際の参考になるよう、「パワーハラスメント対策導入マニュアル～予防から事後対応までサポートガイド～」を初めて作成しました。このパワーハラスメント対策導入マニュアルは、都道府県労働局や労働基準監督署、労使団体など、全国で5万部を配布しているほか、ポータルサイト「あかるい職場応援団」からも無料でダウンロードできます（※）。

（※）ポータルサイト「あかるい職場応援団」ダウンロードコーナー
<http://www.no-pawahara.mhlw.go.jp/download.html>

また、昨年度に引き続き、パワーハラスメント予防・解決への取組を進めるために、「パワハラ対策取組支援セミナー」を7月上旬から全国47都道府県で開催します。【参加無料・事前申込制】

今年度のセミナーは、マニュアルを活用した具体的なパワーハラスメント対策の導入方法を中心に、講義とグループワーク形式で実施します。パワーハラスメント対策を担うことが見込まれる人事部門等のご担当者の参加をお待ちしております。

下記ホームページ、またはFAX、電子メールからお申込みができます。

■セミナー内容

・講演（60分）：

「パワーハラスメント対策導入マニュアル」の活用方法、実際に対策に取り組んでいる企業の事例紹介に加え、パワーハラスメント関係の裁判例なども解説します。

・グループワーク（60分）：

パワーハラスメント対策の体制構築のためのワークシートに基づいて作業を行った上で、グループ討議を実施し、パワーハラスメント対策の具体的な取組方法を理解していただきます。

■7月～8月の開催予定

・北海道	7月10日（金）
・宮城	7月24日（金）
・山形	7月22日（水）
・福島	7月23日（木）
・群馬	7月29日（水）
・埼玉	7月8日（水）
・千葉	7月14日（火）
・東京	7月3日（金）
・神奈川	7月7日（火）
・新潟	7月28日（火）
・長野	7月30日（木）
・広島	8月27日（木）
・山口	8月26日（水）
・福岡	7月16日（木）
・熊本	7月15日（水）
・大分	8月25日（火）

※定員になり次第締め切らせていただきますので、お早めにお申し込みください。
 なお、9月以降も順次各地で開催予定です。詳しくは下記のウェブサイトをご覧ください。

【セミナーの詳細・お申込みはこちら】

（東京海上日動リスクコンサルティング株式会社ホームページ）

<http://www.tokiorisk.co.jp/seminar/pawahara2015.html>

▽▼ 中央労働委員会「労使関係セミナー」（関東地区・第1回）のご案内 ▲△

中央労働委員会では、集团的労使紛争、個別労働紛争に関する制度と、集团的労使紛争、個別労働紛争の解決をサポートする機関である労働委員会について、労使関係者の認識を深めることを目的として、企業の人事労務担当者などを対象とした「労使関係セミナー」を開催します。【参加無料・事前申込制】

基調講演では、職場におけるメンタル・ヘルスに関する法的問題について、専門的な視点を交えてお話しします。続いて、公益・労働者・使用者委員の三者による紛争解決事例のパネルディスカッションを行います。皆さまの参加をお待ちしています。

- ◆日時：平成 27 年 7 月 3 日（金） 13:00～16:00
- ◆会場：中央大学駿河台記念館 2 階 281 号室（千代田区神田駿河台 3-11-5）
- ◆定員：約 300 名（先着順）
- ◆プログラム：
- ＜第 1 部：基調講演＞
- 「職場におけるメンタル・ヘルスに関する法的問題」－メンタル・ヘルス不調の予防と補償を中心に－
- 【講師】
- 青野 覚氏（中央労働委員会東日本地方調整委員長、明治大学法学部教授）
- ＜第 2 部：パネルディスカッション＞
- 【テーマ】紛争解決事例の検討
- 【コーディネーター】
- 野川 忍氏（中央労働委員会東日本地方調整委員、明治大学法科大学院教授）
- 【事例解説】
- 奥山 明良氏（中央労働委員会東日本地方調整委員、成城大学法学部教授）
- 【コメンテーター】
- ・埼玉県労働委員会公益委員 島村 和男氏
 - ・茨城県労働委員会労働者委員 和田 浩美氏
 - ・栃木県労働委員会使用者委員 石塚 洋史氏
- ◆主催：中央労働委員会、東京都労働委員会

【詳細・申込み】

参加を希望される方は、中央労働委員会ホームページ掲載の「受講申込書」に必要事項を記入の上、FAX で送付してください。

<http://www.mhlw.go.jp/churoi/roushi/index.html>



現在の雇用失業情勢



5 月 29 日に公表された 4 月の完全失業率は前月より 0.1 ポイント改善の 3.3%、有効求人倍率は前月より 0.02 ポイント改善の 1.17 倍となりました。

このように、雇用情勢は一部に厳しさが見られるものの、着実に改善が進んでいる状況にあります。

【労働力調査（総務省）】

<http://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/tsuki/pdf/201504.pdf>

【一般職業紹介状況】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000086694.html>

-
- ★配信停止の手続き <https://krs.bz/roumu/m?f=8>
 - ★バックナンバー <http://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>
 - ★登録に関するお問い合わせ <https://krs.bz/roumu/m?f=11>
 - ★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」へリンク） <https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html>
 - ★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用しています。
 - 登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の人が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
 - 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
 - 携帯メールなどには対応しておりません。
 - 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
 - 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。
-